

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されたものの、新型コロナウイルスの感染は、第2波、第3波の到来による感染拡大の長期化が強く懸念されている。

こうした国難とも言える現実を踏まえ、住民の命と暮らしを守り抜く責務を有する我々都市自治体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先としながら社会経済活動の両立に全力で取り組んでいるところである。

よって、国においては、全ての住民が安全で安心して暮らせる地域社会を一日も早く取り戻すため、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方財源の確保について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税を確保すること。また、地方交付税については臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地域の実情に応じた様々な取組みを中・長期的に支援できるよう、更なる増額や柔軟な活用、公平な算定を含め、新型コロナウイルス感染症が収束するまで財政支援を継続すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公共施設の利用者収入が減少しているため、今後も公共施設を適正に維持・管理できるよう、必要な財政措置を講じること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民税の減収が見込まれるため、行政サービスの提供に支障が生じることがないように十分な財政措置を講じること。
- 2 医療提供体制の確保等について
 - (1) 外来患者の受診控え、空床確保とそれに伴う一般患者の受入れ体制

の縮小や風評被害等による多額の減収により、医療機関の経営が圧迫されていることから、速やかに財政支援策を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営が圧迫されている公立・公的病院等に対して、補助金による支援を更に拡充する等、必要な財政措置を講じること。
- (3) 感染症患者を受け入れた自治体病院は、風評被害等もあり、大変激しい経営状況にあることから、経営支援を目的とした一般会計から病院企業会計への繰出しを認めること。また、当該繰出金に対して特別交付税による財政措置を講じること。
- (4) PCR検査体制をさらに充実強化するとともに、抗原検査体制の構築に努めること。また、全国一斉の抗体検査や治療薬及びワクチンの早期実用化など、実効性のある感染拡大防止対策を講じること。
- (5) ICU病床が少ない地方の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れる病床を確保するとともに、地域の医療提供体制を維持するため、医師・看護師等の絶対数を確保すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により新卒者が介護職を敬遠する恐れがある中、地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護従事者の確保・育成を図るため、財政措置の拡充と併せ、実効性のある対策を早急に講じること。

3 必要な物資の確保等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止に向けて、感染防止用物資の生産・供給体制を強化すること。また、自治体が、これらの物品を迅速かつ安定的に購入できるよう、供給・販売ルートを確保すること。
- (2) 医療従事者や救急隊員等の感染者に接触する可能性の高い職種に対し、サージカルマスク、消毒液をはじめとする感染防止用品を優先的に供給するシステムを構築すること。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者が、新型コロナウイルス感染症対策に係る「新しい生活様式」を実践するための補聴器購入助成事業に対し、財政支援を講じること。

4 地域経済対策等について

- (1) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が見込まれるため、国による経済対策を継続するとともに、地方自治体独自の経済対策に対して財政支援すること。また、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え

た新たな経済活動への支援の強化に取り組むこと。

- (2) 新型コロナウイルスの影響で経営難に陥っている中小企業等に対する雇用調整助成金を速やかに支給するとともに、特例措置の延長や地域企業再起支援事業の継続を行い、実効性のある支援策を講じること。
- (3) 自治体間格差を是正するため、現行の休業補償制度を拡大・強化し、制度の活用にあたっては、申請手続きの簡素化、迅速な処理により、支援を必要とする事業者が機会を逸することの無いよう配慮すること。
- (4) 新型コロナウイルスの影響で運賃収入が減少した路線バス、タクシー、第三セクター鉄道及び旅客船事業者に対して減収補填すること。
また、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、新型コロナウイルスの影響により乗合バスの乗客が減少していることに鑑み、人数要件を緩和すること。
- (5) 新型コロナウイルスによる全国的な経済活動の停滞下での地域経済活性化には、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路や公共交通機関の割引等による往来の助長策を講じること。

5 国民健康保険制度等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴い、国民健康保険料の減収が見込まれることから、臨時的に保険基盤安定負担金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る介護保険料軽減措置について、対象を拡充するとともに新型コロナウイルスが収束するまで継続すること。

6 教育環境の整備について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策である「新しい生活様式」に対応し、よりきめ細やかな指導体制を築くため、小中学校における少人数学級編制を早期に実現するとともに、スクールサポートスタッフ等の配置をはじめ、十分な人的・財政的措置を継続して講じること。
- (2) 教育現場における新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた熱中症対策や夏季の学習環境の改善が図られるよう、冷房設備未設置教室への空調設備整備に対する補助制度を見直すとともに、財政措置を拡充すること。
- (3) G I G Aスクール構想におけるI C T環境整備について、自治体間の教育格差が生じないように、地方において確保することが困難なI C T支援員やG I G AスクールサポーターといったI C T教育人材の小・中学校等への配置をはじめ、資機材の配備と更新、維持管理等に対して、十

分な人的・財政的措置を継続・拡充して講じること。

- (4) すべての児童生徒がオンラインによる教育を受けることができる環境を整備するために、必要な経費に対する財政措置を講じるとともに、家庭でのオンライン学習に係る通信費についても、財政支援制度を創設すること。

7 感染症対応を踏まえた防災対策について

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の感染症対策を含めた機能維持・充実に係る補助制度を創設すること。
- (2) 地方自治体が策定した原子力災害対策に係る避難計画の実効性を高めるため、積極的に支援・関与し、感染症流行下における具体的な避難のあり方を示すこと。

以上、決議する。

令和2年10月16日

第177回北信越市長会総会